

令和3年度 決算報告

令和3年度の町の決算について、9月に行われた議会定例会で承認されました。
町民の皆さまに納めていただいた町税や、国・道からの交付金がどのように使われたのか、決算の状況を報告します。

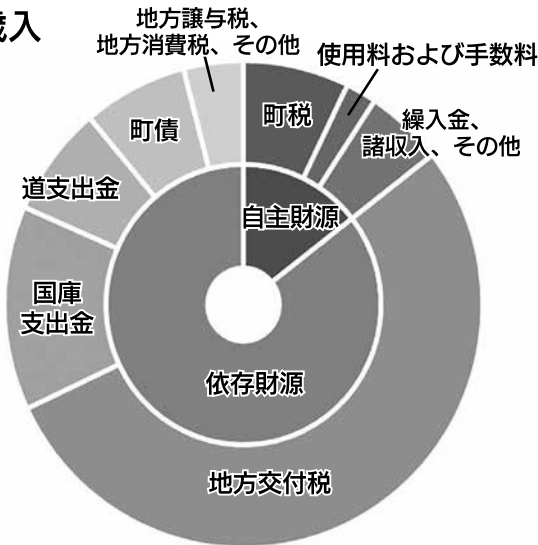
▽一般会計決算の概要

一般会計の歳入は37億5,397万2千円で、前年度に比べ3,546万8千円の減額（0.94%減）となりました。これは、町債、国庫支出金の減少によるものです。

歳出は36億2,749万1千円で、前年度に比べ3,917万1千円の減額（1.07%減）となりました。これは、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助費や投資的経費の減が主な要因となっています。

また、町民の皆さまに納めていただいた町税の総額は2億6,909万2千円で、歳入全体の7.2%となっています。一方、主な依存財源である地方交付税は20億874万3千円で歳入全体の53.5%を占めています。

●歳入



区 分		決 算 額	構 成 比
自主財源	・町税	2億6909万2千円	7.2%
	・使用料および手数料	7797万4千円	2.1%
	・繰入金、諸収入、その他	1億9654万6千円	5.2%
	自主財源計	5億4361万2千円	14.5%
依存財源	・地方交付税	20億 874万3千円	53.5%
	・国庫支出金	5億 909万6千円	13.6%
	・道支出金	2億7539万9千円	7.3%
	・町債	2億6574万7千円	7.1%
	・地方譲与税、地方消費税、その他	1億5137万5千円	4.0%
依存財源計	32億1036万0千円	85.5%	
歳入合計		37億5397万2千円	100.0%

●歳出



区 分	決 算 額	構 成 比
・総務費	4億7377万0千円	13.1%
・民生費	5億7060万8千円	15.7%
・衛生費	2億8452万6千円	7.8%
・農林水産業費	3億5181万4千円	9.7%
・土木費	4億9295万2千円	13.6%
・教育費	2億5570万2千円	7.1%
・公債費	3億6300万5千円	10.0%
・職員給与費	5億1914万7千円	14.3%
・その他	3億1596万7千円	8.7%
議会費	3331万0千円	—
労働費	146万0千円	—
商工費	9802万3千円	—
消防費	1億8316万9千円	—
災害復旧費	5千円	—
歳出合計	36億2749万1千円	100.0%

歳入総額－歳出総額＝1億2,648万1千円の黒字となりました。

◎町税の内訳



■町民1人当たりが負担したお金

2億6,909万2千円 ÷ 2,600人 = 約10万3千円
(町税：上グラフ) (R4.3.31現在の人口)

■町民1人当たりに使われたお金

36億2,749万1千円 ÷ 2,600人 = 約139万5千円
(歳出総額) (R4.3.31現在の人口)

▽特別会計の 決算状況

町の会計には、一般会計と区分して、特定の収入で支出をまかなう特別会計があります。

令和3年度の5つの特別会計の決算額は右記のとおりです。

区 分	歳 入	歳 出	差引収支
国民健康保険	3億3619万6千円	3億3098万9千円	520万7千円
国民健康保険 診療所事業	1億3089万1千円	1億1394万4千円	1694万7千円
後期高齢者医療	5555万9千円	5555万9千円	0千円
介護保険事業	5億5426万5千円	5億2155万4千円	3271万1千円
公共下水道事業	1億6101万0千円	1億5917万5千円	183万5千円
合 計	12億3792万1千円	11億8122万1千円	5670万0千円

▽公営企業会計の 決算状況

公営企業会計は関係する法律の適用を受け、利用者からの利用料金等により事業を行う、公営企業の会計です。令和3年度の公営企業会計の決算額は右記のとおりです。

区 分	収 入	支 出	差 引
簡易 水道事業	収益的収支 1億7618万8千円	1億4850万3千円	2768万5千円
	資本的収支 710万0千円	1億2371万8千円	▲1億1661万8千円

●収益的収支…サービスの提供で発生する利用料等の収益と、サービスを提供するための費用の差引額。

●資本的収支…サービスの提供に必要な設備の拡充など資産の取得に必要な支出と、資産の取得に要する企業債等の収入の差引額。

※資本的収支の不足額は内部留保金等で補てんしています。

▽令和3年度 健全化判断比率と資金不足比率

地方公共団体の財政を適正に運営することを目的とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、全ての地方公共団体において財政健全化に係る各指標の公表が義務付けられています。公表することとなるのは、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）と公営企業に係る資金不足比率です。また、これらの比率が下記の基準を超える団体は、早期健全化計画あるいは財政再生計画の作成が義務付けられています。

愛別町の令和3年度決算における健全化判断比率および各公営企業の資金不足比率は、いずれも国が定めた基準の範囲内となっています。健全化判断比率の状況については、下表のとおり、実質公債費比率は昨年度より0.2ポイント減少し8.6%、将来負担比率は昨年度より皆減し、0.0%となっています。また、実質赤字比率および連結実質赤字比率については、一般会計および特別会計において実質収支額が黒字であることから、比率はありません。各公営企業の資金不足比率については、各特別会計において資金不足が生じなかったことから、比率はありません。

このとおり、法律に基づく4つの指標につきましては、それぞれ基準を満たしておりませんが、依然として町債の残高や決算に占める公債費は高く、実質公債費比率や将来負担比率についても高水準であり、厳しい財政状況であるといえます。今後も引き続き、持続可能な健全財政の確立に努めて参ります。

▼健全化判断比率

区 分	R元年度比率	R2年度比率	R3年度比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	—	—	—	20.0%	30.0%
実質公債費比率	8.3%	8.8%	8.6%	25.0%	35.0%
将来負担比率	12.3%	9.9%	0.0%	350.0%	—

▼公営企業に係る資金不足比率

区 分	R元年度比率	R2年度比率	R3年度比率	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	—	—	—	20.0%
公共下水道事業特別会計	—	—	—	20.0%